

碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成22年3月に策定した碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画（以下「マスタープラン」という。）を改定するため、碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの改定に関し、必要な事項を調査及び審議すること。
- (2) マスタープランに基づく都市づくりの実施方法を検討すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が認める者

2 前項に規定する者のほか、専門的知識を有する者をオブザーバーとして委嘱もしくは任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープランが改定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定産業部会及び行政部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会員のうちから市長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長は、調査及び検討した結果を委員会に報告する。

(関係者の協力)

第8条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に愛知県職員又はその他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員又はその他関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、碧南市建設部都市計画課及び碧南市開発水道部都市整備課において処理をする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。